

尊厳、健康、組合： エッセンシャル ワーカーにとって 必用不可欠な権利



▶ 尊厳のある賃金

命にかかわるウイルスに身をさらす危険を冒すほどにその仕事が不可欠なものであるならば、最低でも生活賃金が支払われるべきである。一時的に“英雄”賃金を払っても、労働者と家族が尊厳ある暮らしを営むに足る賃金の代わりにはならない。



▶ 有給病気休暇

有給の病気休暇を保障することは、労働者を保護し、ウイルスの感染拡大を減速させる上で不可欠である。エッセンシャルワーカーが、収入を減らすか仕事に感染を広げてしまうか、選択を迫られるべきではない。



▶ 職場の安全

最悪の状況が去ったにせよ、そうでないにせよ、労働者は個人用防護具を支給され、社会的距離を維持することができ、その他必要な安全対策を受けられるようにしなければならない。



▶ 団体交渉と

組合による代表

危機の間もそれ以降も、団体交渉によって得られた労働基準と保護がエッセンシャルワーカーに適用されるようにしなければならない。パンデミックの間、組合の有無は、職場における保護の有無を意味する場合が多かった。安全衛生に関する規則を徹底する上でも労働者の代表は不可欠である。



▶ 危機の間の特別な対策

エッセンシャルワーカーは、以下のような付加的対策を受けられるようにしなければならない。緊急時の保育、危険手当、安全衛生対策及び研修の強化、検査の受診、交通手段の確保等。